

第3章 河川



広域河川改修事業 一級河川太田川水系 三篠川

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長
普 通 河 川		市 町 長

(2) 河川の現況

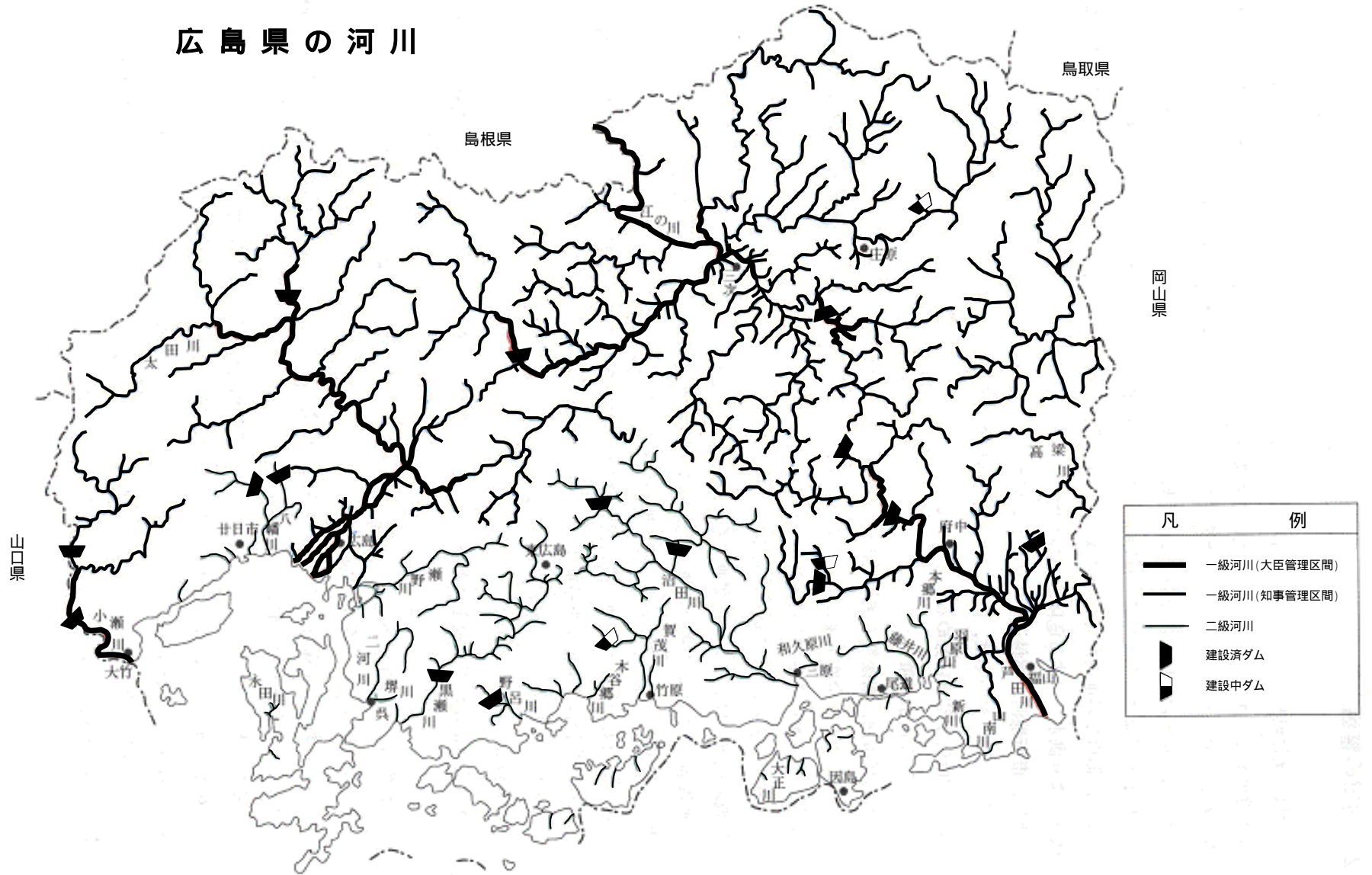
(H23.4.1現在)

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
単独河川	30	68.377			30	68.377	
計	137	627.657			137	627.657	
合計		499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288

(注1) 法河川とは、河川法に基づき指定された河川で、一級河川(県知事管理河川と国土交通大臣直轄管理河川がある。)及び二級河川(県知事管理河川)がある。

(注2) 一つの河川において県知事管理区間と国土交通大臣直轄管理区間が存在するものがある

広島県の河川



2 河川の整備方針

治水事業は県民の生命と財産を守る最も根幹的な事業である。これまで河川改修やダム建設事業で治水施設の整備を着実に進めてきたが、平成22年度末における河川改修率は39.4%に過ぎない状況であり、河川の氾濫や台風等による高潮により人命や財産に大きな被害を与える恐れのある河川が未だ改修されないまま多く残っている。

平成16年の台風16・18号による高潮では、竹原市や福山市などの河川において甚大な家屋浸水被害を受け、平成17年の台風14号による豪雨では県西部、平成18年の台風13号による豪雨では県北西部を中心とした河川の氾濫で沿川に著しい被害が発生、平成22年7月の梅雨前線豪雨では庄原市で局地的豪雨が発生し、狭いエリアに甚大な被害を及ぼした。

また、都市化の進展が著しい流域や大規模な開発が進んでいる流域においては、遊水保水機能の低下が危惧されるとともに、堤防の安全性向上が求められている。

さらに、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出することも求められている。

平成23年度においては、これらの未改修河川や治水安全度確保の必要な河川について、河川環境に配慮しながら、重点的かつ計画的な施設整備に努めるとともに、住民の警戒避難に資する浸水想定区域図の作成支援などソフト対策も併せて進める。

(1) 総合的な治水対策

広島都市圏、備後都市圏等都市化の著しい流域内の河川については、都市の発展と成熟の状況に応じた治水安全度を確保するため、従来の河道改修に加え流域内に貯留施設等の整備を行い、総合的な治水対策事業を積極的に進める。

安川（広島市）、手城川（福山市）等

(2) 地域振興プロジェクトに関連する河川改修

西風新都及び高度技術工業集積地域等のプロジェクトや高規格幹線道路等に関連する河川について、その開発に応じた治水安全度の確保を図る。

特に、良好な住宅や宅地の供給促進のために整備を促進すべき河川については、住宅市街地基盤整備事業を活用し早期改修に努める。

安川（広島市）

(3) 高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において高潮堤や防潮水門を整備する。

京橋川・猿猴川（広島市）、永慶寺川（廿日市市）、本川（竹原市）、羽原川（福山市）

(4) 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

魚がのぼりやすい川づくり 沼田川（東広島市）

- (5) 耐震対策
市街地河口部の堤防に対し耐震対策を推進する。
京橋川・猿猴川（広島市）等

- (6) 浸水想定区域図作成
市町の洪水に対するハザードマップ作成支援を行う。
北広島町

3 河川整備計画の概要

(1) 背景

平成9年度に河川法の改正が行われ、河川管理の目的に従来の「治水・利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。これに併せて河川計画制度が改められたため、これまでの「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定を進めている。

(2) 河川整備計画の概要

河川整備計画で定める事項

- ・ 治水・利水・環境の現状と課題
- ・ 治水・利水・環境に関する河川整備の目標
- ・ 河川工事の目的，種類，施行場所
- ・ 河川の維持の目的，種類，施行場所
- ・ 地域や関係機関との連携に関する事項

策定状況

県管理河川を対象として、過去の浸水被害の状況等をふまえ、15水系（19ブロック）について平成12年度から策定を行っている。

計画期間

各ブロック概ね20～30年間

河川整備計画策定状況

河川整備計画名		認可・同意日	策定日
一級河川太田川水系	太田川下流ブロック	H13.12.27	H14. 2. 6
	三篠川ブロック	H15. 5.14	H15. 7. 1
一級河川江の川水系	江の川本川ブロック	H13. 1. 5	H13. 6.20
	馬洗川ブロック	H15. 8. 7	H15. 9.18
	西城川・神野瀬川ブロック	H14.11. 6	H14.12. 2
一級河川芦田川水系	芦田川下流ブロック	H15. 5.14	H15. 7. 1
	芦田川上流ブロック	H18. 5.31	H18. 6. 9
一級河川高梁川水系	成羽川ブロック	H13. 1. 5	H13. 6.20
二級河川沼田川水系		H14.10.25	H15. 2. 5
二級河川黒瀬川水系		H14. 4.11	H14. 5.21
二級河川賀茂川水系		H14. 9. 4	H14.11. 5
二級河川八幡川水系		H13. 8.22	H13.11. 6
二級河川尾崎川水系		H14. 9. 4	H14.11. 5
二級河川手城川水系		H16. 3.10	H16. 3.17
二級河川永慶寺川水系		H15.10.17	H15.11. 4

二級河川瀬野川水系	H16. 3.10	H16. 3.17
二級河川岡ノ下川水系	H15.10.17	H15.11. 4
二級河川本川水系	H19. 2.15	H19. 2.22
二級河川羽原川水系	H20. 3. 4	H20. 3.13

4 平成23年度事業の内容

(1) 事業種別事業内容

(単位：千円)

事業名		予算額	説明	
河川事業	公	中小河川改修事業	1,075,000	手城川(福山市)ほか11箇所の護岸, 築堤等工事
		小規模河川改修事業	375,000	鈴張川(広島市)ほか4箇所の護岸, 築堤等工事
		河川補修事業	191,000	尾崎川(広島市)ほか2箇所のポンプ修繕工事 大河原川等のポンプ修繕計画作成
		都市小河川改修事業	69,000	山倉川, 小河原川(広島市)の護岸工事等
		河川環境整備事業	9,000	瀬野川(広島市)の護岸工事
		高潮対策事業	852,000	京橋川・猿猴川(広島市)ほか3箇所の防潮堤 工事等
		河川災害関連事業	87,000	大津恵川(庄原市)の護岸工事等
		市町河川事業指導監督費	620	
		小計	2,658,620	
	単独	河川改良事業	963,400	浸水個所の再度災害防止, 災害の未然防止など緊急 を要する箇所の整備
	小計	963,400		
その他	市町土木工事受託費	77,011	松板川(東広島市)ほか4箇所の市町道橋の架換 工事等の受託	
	小計	77,011		
合計		3,699,031		

(2) 主要河川事業の内容

国直轄河川改修事業

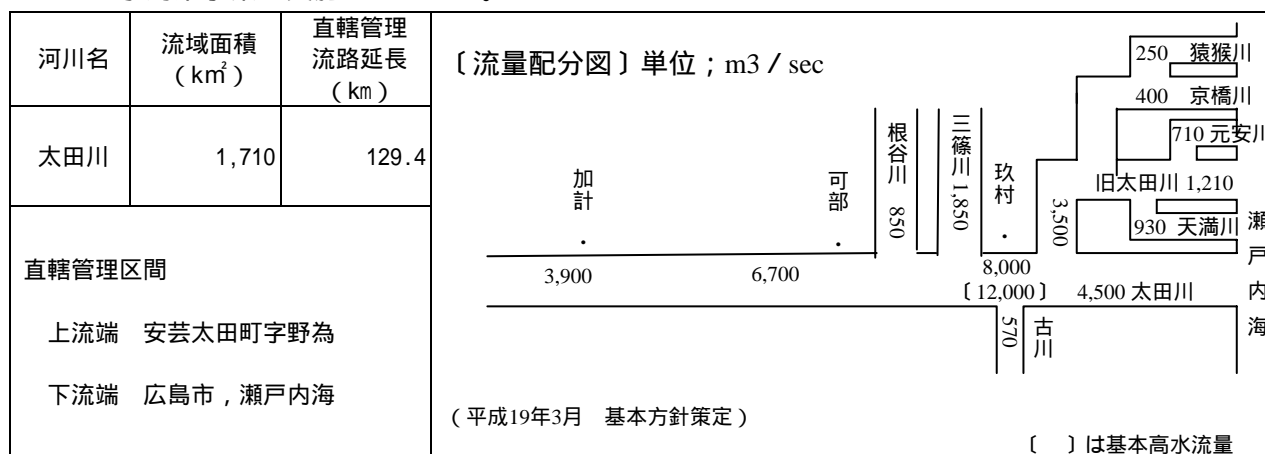
ア 太田川

工事の概要

昭和7年度から太田川放水路工事に着手され、昭和42年度に概成し、広島市街地を洪水から守っている。

平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。

現在は、高潮対策事業として天満川（江波、観音箇所）の堤防改修や、中上流部の床上浸水対策事業が実施されている。



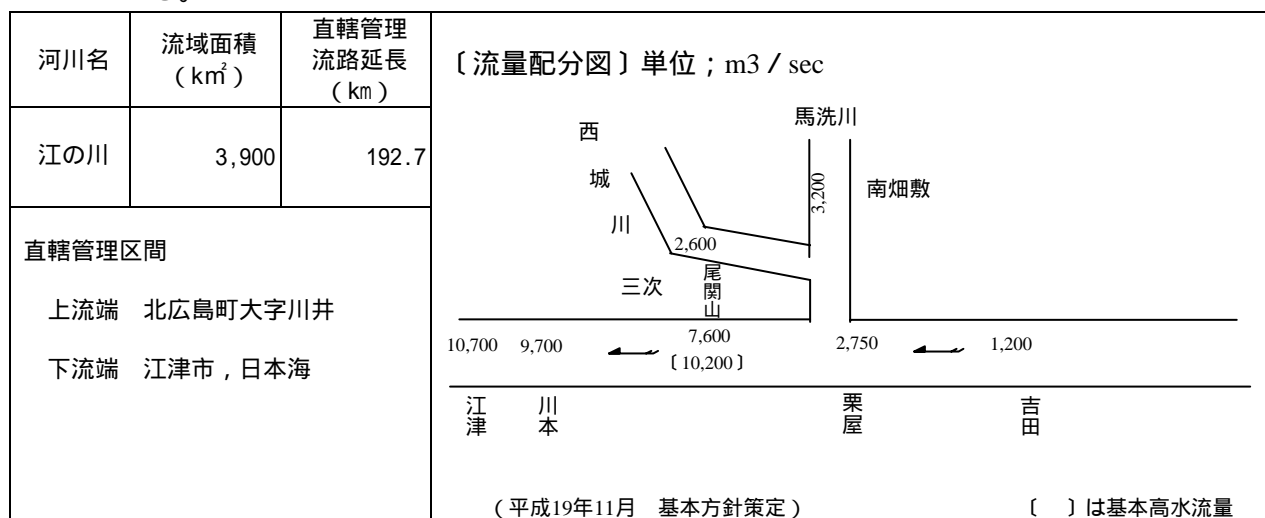
イ 江の川

工事の概要

昭和28年から八千代町下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

平成18年度には、馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成している。

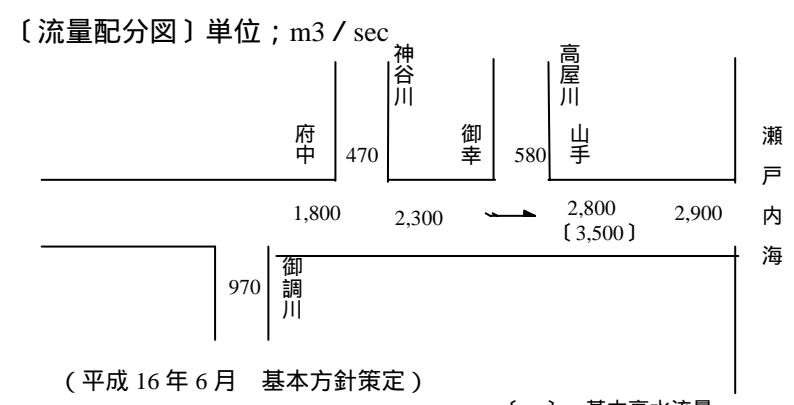
また、三川(江の川，馬洗川，西城川)合流後の三次市川毛において水防災事業が実施されている。



ウ 芦田川

工事の概要

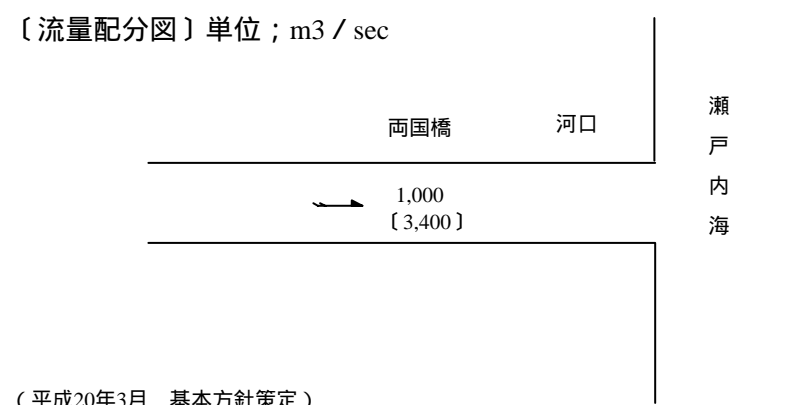
大正 12 年から昭和 41 年にかけて中下流部の掘削築堤が実施され、河道は概成している。
平成 9 年には、八田原ダムが完成し、洪水調節が行われている。
今後は、上流狭さく部の改修が必要とされている。

河川名	流域面積 (km ²)	直轄管理 流路延長 (km)	〔流量配分図〕単位；m ³ /sec 
芦田川	860	61.2	
直轄管理区間 上流端 世羅町大字伊尾 下流端 福山市，瀬戸内海			(平成 16 年 6 月 基本方針策定) 〔 〕...基本高水流量

エ 小瀬川

工事の概要

昭和43年から改修工事に着手され、中下流部の河道は概成している。
また、平成 2 年度には、弥栄ダムが完成し、洪水調節が行われている。
今後は、中流部の部分的に残された狭さく部の改修が必要とされている。

河川名	流域面積 (km ²)	直轄管理 流路延長 (km)	〔流量配分図〕単位；m ³ /sec 
小瀬川	340	36.8	
直轄管理区間 上流端 大竹市栗谷町大栗林 下流端 大竹市，瀬戸内海			(平成 20 年 3 月 基本方針策定) 〔 〕...基本高水流量

国庫補助事業（中小河川改修事業）

河川名（工事箇所）		全体計画						平成23年度工事箇所
		延長 (km)	流量 (m ³ /sec)	全体 事業費	H22まで の合計	H22まで の整備率	着工 年度	
一級河川 芦田川水系 加茂川	福山市加茂町四川合 流点～高屋川への合 流点	7.2	190～130	百万円 8,000	百万円 5,136	% 64.2	S49	休止
一級河川 江の川水系 江の川	山県郡北広島町 (大朝～千代田)	26.7	1,500～150	25,150	14,364	57.1	S52	北広島町川戸
一級河川 江の川水系 馬洗川	三次市吉舎町	10.5	540～210	5,700	4,470	78.4	S60	休止
一級河川 江の川水系 国兼川	庄原市上原町～三次 市向江田町馬洗川へ の合流点	13.0	270～40	9,300	3,103	33.4	H2	三次市和知町
一級河川 芦田川水系 御調川	府中市篠根町～尾道 市御調町	5.2	720～660	7,066	103	1.5	H17	府中市篠根町
二級河川 沼田川水系 沼田川	三原市本郷町～三原 市和田町	15.3	1,400～1,160	19,191	11,673	60.8	S55	本郷町麓（ふもと）
二級河川 沼田川水系 入野川	東広島市河内町～東 広島市高屋町	9.4	320～35	13,001	7,951	61.2	S57	東広島市高屋町宮領
二級河川 沼田川水系 梨和川	三原市本郷町下北方	2.5	100	2,712	1,905	70.2	S59	休止
二級河川 黒瀬川水系 黒瀬川	東広島市西条町～東 広島市黒瀬町	20.3	600～75	11,627	9,128	78.5	S38	東広島市西条町 馬木
二級河川 手城川水系 手城川	福山市大門町～瀬戸 内海へ至る	5.9	115～18	43,000	12,676	29.5	S63	福山市春日町
二級河川 賀茂川水系 賀茂川	竹原市新庄町～瀬戸 内海へ至る	8.2	420～380	9,000	2,286	25.4	H2	竹原市下野町
一級河川 太田川水系 安川	広島市安佐南区沼田 町～広島市安佐南区 中須	8.0	450～220	11,606	10,032	86.4	S17	広島市安佐南区上安
一級河川 太田川水系 三篠川 (本川)	広島市安佐北区 白木町	4.8	1,200	6,000	4,756	79.3	S41	休止
一級河川 太田川水系 三篠川 (見坂川)	安芸高田市向原町 ～三篠川合流点	2.9	180～100	1,940	1,208	62.3	S57	安芸高田市向原町長 田

5 河川の維持管理

(1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川，二級河川合わせて 499 河川，流路延長 2,742.9km である。

河川のもつ治水，利水，親水機能が十分果たせるよう利用調整するとともに，老朽護岸の修繕や河床堆積土砂の掘削を実施している。

平成23年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削，除去	1,670,522
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

(2) 河川の管理

河川の管理にあたっては，河川法に基づき，洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については，河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり，原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ，一方で新たな目的である環境という視点から，地域づくりや街づくり等に資するものについては，河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（平成 21 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
河川法許可（20条）	4	0	0	0	0	1	0	2	0	7
河川法許可（23条）	新規	2	0	0	0	1	0	4	1	8
	更新	3	0	1	3	2	5	5	8	27
河川法許可（24・26・27条）	377	39	28	25	196	87	362	61	70	1,245
河川法許可（24条）	更新	476	60	1	42	88	256	509	130	1,712
河川法許可（34条）	13	1	0	6	1	6	26	5	0	58
普通河川等の工事許可	90	0	4	1	5	2	1	0	3	106
小 計	965	100	34	77	290	355	903	207	232	3,163
境 界 立 会	70	6	4	2	30	21	17	15	7	172
境 界 確 定 協 議	39	4	1	2	13	9	14	7	1	90
小 計	109	10	5	4	43	30	31	22	8	262
境 界 確 定 証 明	8	0	0	0	1	2	5	0	0	16
小 計	8	0	0	0	1	2	5	0	0	16
計	1,082	110	39	81	334	387	939	229	240	3,441

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成 10 年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。平成 11 年度は不法係留船に対する簡易代執行を実施し、平成 12 年度及び平成 17 年度には、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的な不法係留の解消に向けて取組を継続している。平成 19 年度には、ポートパーク広島が供用開始したことに伴い、重点的撤去区域を京橋川・猿猴川の河口部にまで拡大した。（一部の入江・船溜りを除く。）平成 21 年度には、大規模な不法係留施設の管理者に対して行政代執行の実施を予定していたが、最後まで徹底した撤去指導を行うことで、行政代執行の実施直前に自主撤去させた。

更に、平成 22 年度には御幸川、岡の下川、矢野川及び瀬野川の各河川の河口部についても、重点的撤去区域に指定し、放置艇対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成 14 年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（平成 22 年度末現在認定団体数 191 団体）

6 水 防

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

(1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所の周知を図っている。平成23年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区 分	所轄事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直 轄 管 理	3	(199) 369	210.54	()は、工作物を重要水防箇所に指定したもので、外書き
県 管 理	10	353	454.74	
合 計	13	(199) 722	665.28	

重要水防箇所には、海岸も含む。

(2) 洪水予報の運用開始

平成 13 年の水防法の改正により、県と気象台が共同で洪水予報を行うことができるようになったことを受け、平成 16 年度より沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、引続き、迅速な水防活動や、住民の避難を支援していく。

経緯及び概要

平成 13 年度～平成 15 年度 洪水予測システムの構築

平成 16 年度 洪水予報河川の指定及び洪水予報の開始

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口 ～ 三原市本郷町船木
黒瀬川	河口 ～ 二級ダム

(3) 河川防災情報システムの活用

災害の原因となる雨量・水位等水防情報の収集、伝達、処理は従来から人の作業に頼っており、多大な時間と労力を要していた。

迅速・的確な情報連絡体制の確立が緊急の課題となり、主要河川における水防情報収集の自動化及び情報処理の機械化を実施することとし、水防テレメータシステムを整備した。

これは、県内全域のデータを県庁統制局で収集処理し、同時に各地域事務所建設局等へデータを配信するいわゆる「集中型」のテレメータシステムである。

平成 22 年度からは、従来の水防テレメータシステムを統合し、後継となる広島県河川管理情報システムの構成要素の一つである河川防災情報システムへ移行した。

経過及び概要

昭和 61 年度～平成 2 年度 水防テレメータシステム（雨量・水位）整備・完了

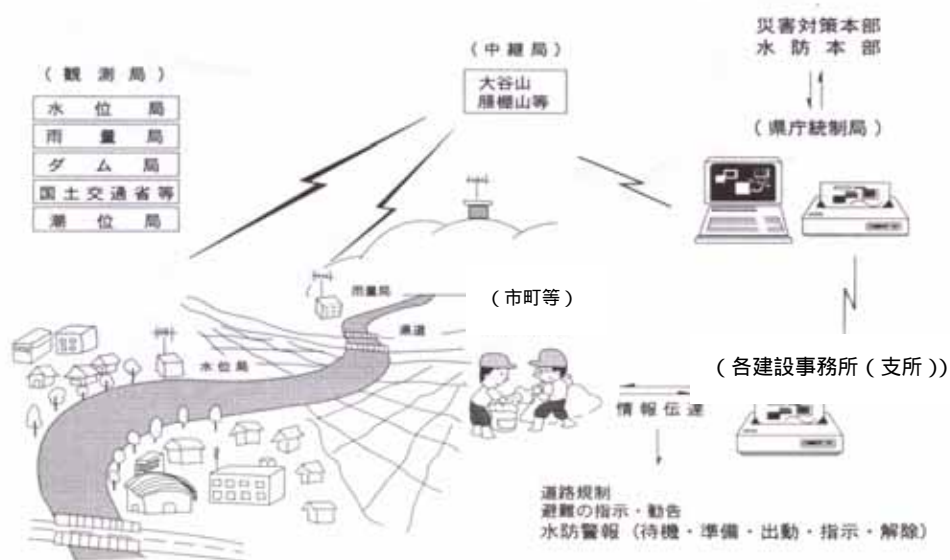
平成 5 年度～平成 10 年度 水防テレメータシステム（潮位局）整備・完了

平成 10 年度～平成 11 年度 砂防雨量局整備

平成 12 年度 水防テレメータシステムを広島県防災情報システムと一元化

平成 14 年度～平成 20 年度 水位局の増設

平成 22 年度～ 広島県河川管理情報システム（河川防災情報システム）へ移行

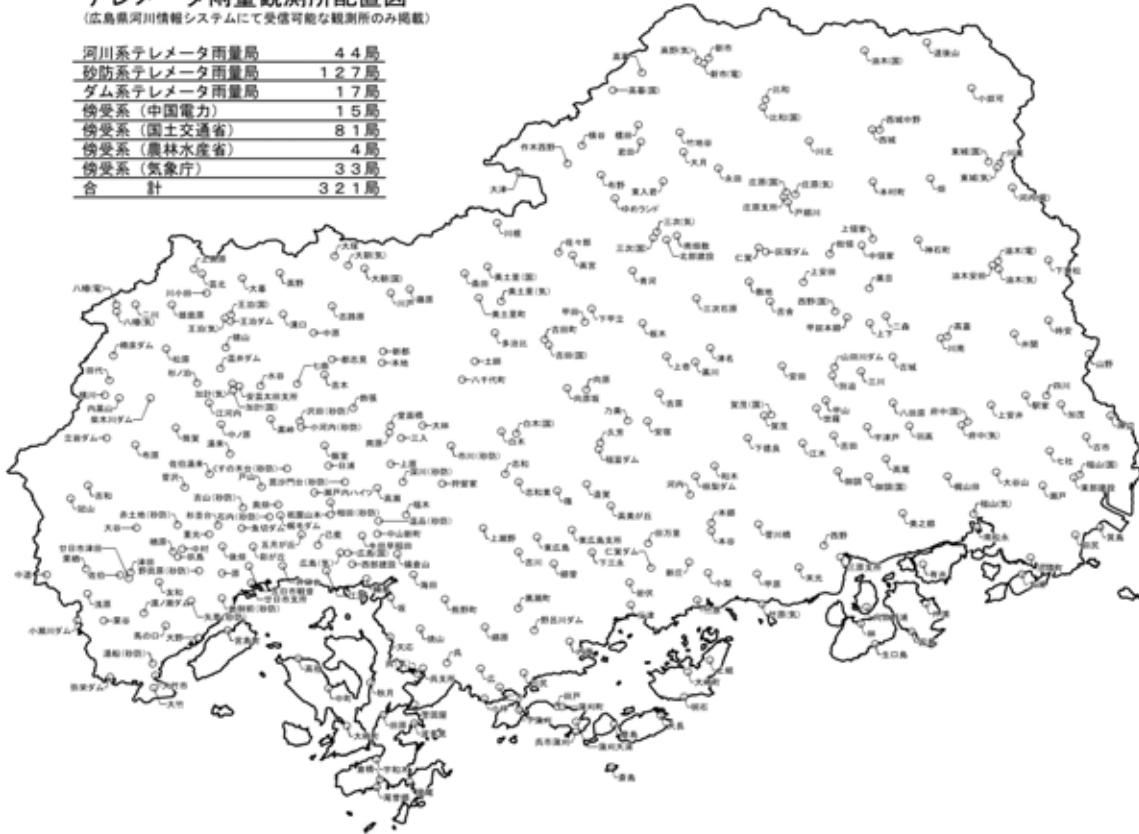


河川防災情報システムの構成

テレメータ雨量観測所配置図

(広島県河川情報システムにて受信可能な観測所のみ掲載)

河川系テレメータ雨量局	44局
砂防系テレメータ雨量局	127局
ダム系テレメータ雨量局	17局
傍受系(中国電力)	15局
傍受系(国土交通省)	81局
傍受系(農林水産省)	4局
傍受系(気象庁)	33局
合計	321局



テレメータ水位・潮位観測所配置図

(広島県河川情報システムにて受信可能な観測所のみ掲載)

河川系テレメータ水位局	85局
ダム系テレメータ水位局	25局
傍受系(中国電力)	11局
傍受系(国土交通省)	53局
傍受系(農林水産省)	4局
合計	178局

潮位観測局	13局
-------	-----

